

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3372号)

令和8年7月23日

横 情 審 答 申 第 3372 号

令 和 8 年 7 月 23 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年10月16日教教人第1318号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) 令和6年4月10日付 裁判の傍聴について（協力依頼） (2) 令和
6年4月10日付 裁判の傍聴について（協力依頼）にかかる決裁文書」の一
部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「(1) 令和6年4月10日付 裁判の傍聴について（協力依頼）
(2) 令和6年4月10日付 裁判の傍聴について（協力依頼）にかかる決裁文書」を一部開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和6年7月23日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号及び第5号柱書に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 方面名（以下「不開示部分1」という。）並びに担当者名、電話番号及び担当者印影（以下「不開示部分2」という。）は、開示することにより、4つの方面別に設置されている学校教育事務所のうち、どの学校教育事務所の所管する地域に関する事案であるのか明らかになり、被害者周囲の関係者であれば保有し、又は入手可能な情報と照合することにより、特定の個人を識別できるおそれがあることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、不開示とした。

イ 公判回数、公判開催日、公判開催曜日及び法廷番号（以下「不開示部分3」という。）は、開示することにより、当該情報単独では特定の個人を識別することはできないが、開示されている情報や被害に遭った日時や場所、具体的な行為など公になっている情報等の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるおそれがある。わいせつ事案は非常にセンシティブな内容であることから、万が一被害者が特定されてしまった場合には、被害者の将来にわたって被害が生じるおそれがあることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのい

ずれにも該当せず、不開示とした。

(2) 条例第7条第2項第5号柱書の該当性について

本件審査請求文書は、被害者の保護を目的とした行動のために関係部署宛てに発出した文書であり、不開示部分については、学校や被害者が特定されるおそれのある情報である。これらの情報が開示されると、被害者を保護するという本来の目的を達することができなくなり、これにより実施機関との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導、援助が困難になるなど、今後の児童生徒の支援業務に支障が生じるおそれがあることから、本号柱書に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 不開示部分の開示を求める。
- (2) 本件処分の通知書において、不開示とする部分の概要、不開示とする根拠規定及び根拠規定を適用する理由の内容が教示として不十分であるほか、条例の解釈・運用を誤っており是認できない。
- (3) 公判回数、公判開催日、公判開催曜日、法廷番号等が開示されたとしても、それは過去の公判に関する情報にすぎず、さらに審査請求人において次回公判期日を特定し、傍聴できたとしても、特定の個人として被害児童・生徒を識別できる可能性は常識的にあり得ないと思われる。
- (4) 終結している案件については、公判を傍聴する機会はなく、また、刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）に基づき閲覧請求しても閲覧が認められることはないため、特定の個人として被害児童・生徒を識別できる可能性は常識的にあり得ないと思われる。
- (5) 照合することで特定の個人を識別し得る「他の情報」とはどのようなものなのかを通知書の記載から想定できず、これを前提になされた本件処分は不合理かつ違法との評価を免れない。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、教職員による不祥事案に係る裁判傍聴への職員動員依頼のため、当該教職員が勤務する学校を所管する学校教育事務所長から令和6年度に

関係部長へ発出された文書及び当該文書の発出に係る内部決裁文書である。

実施機関は、本件審査請求文書のうち不開示情報 1 から不開示情報 3 までを条例第 7 条第 2 項第 1 号及び第 5 号柱書に該当するとして不開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

(2) 条例第 7 条第 2 項第 1 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 1 号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 不開示部分 1 及び不開示部分 2 について

不開示部分 1 には学校教育事務所の方面名が、不開示部分 2 には学校教育事務所の職員の氏名及び印影並びに学校教育事務所の電話番号が記載されている。実施機関は、当該部分を開示することにより、4 つの方面別に設置されている学校教育事務所のうち、どの学校教育事務所の所管する地域に関する事案であるのかが明らかとなり、被害者周囲の関係者であれば保有し、又は入手可能である情報と照合することにより、特定の個人を識別できると主張する。

確かにこれらの情報を公にすることで、特定の個人を識別することができる可能性は高まるといえる。しかし、本件においては、どの学校教育事務所の所管する地域に関する事案であるかが特定されたとしても、横浜市が大規模な地方公共団体であり、各学校教育事務所の管轄する校数は多数存在すること等を踏まえると、学校教育事務所が所管する市域が特定されるにとどまるというべきである。したがって、開示することにより特定の個人を識別できるとまでは認

められない。

また、当該職員の氏名については、横浜市では、市民情報センター等で一般の閲覧に供されている当時の横浜市職員録に掲載するなど、慣行として公にされている。

よって、学校教育事務所の方面名及び電話番号は本号本文に該当せず、職員の氏名及び印影は本号ただし書アに該当する。

ウ 不開示部分 3 について

不開示部分 3 には、公判回数、公判開催日、公判開催曜日及び法廷番号が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。

(3) 条例第 7 条第 2 項第 5 号柱書の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 5 号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件審査請求文書を発出した目的は被害者の保護であるが、不開示部分 1 から不開示部分 3 までを開示することにより、学校や被害者が特定されるおそれがあり、その場合には本来の目的が達成できず、今後の児童生徒の支援業務に支障が生じるおそれがあると主張する。

ウ しかし、上記(2)イ及びウのとおり、当該部分を開示することにより、特定の個人を識別することができるとはいえず、今後の児童生徒の支援業務に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、本号柱書に該当しない。

(4) なお、審査請求人は、本件処分のお知らせにおいて、不開示とする部分の概要、不開示とする根拠規定及び根拠規定を適用する理由の内容が教示として不十分である旨を主張する。しかし、本件処分のお知らせにおいては、各不開示部分についての根拠規定が明示され、またその適用理由の記載から不開示とされた趣旨は理解することができるため、本件の理由付記については、不備があるとは認められない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

(第六部会)

委員 松村雅生、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 6 年 10 月 16 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 8 年 5 月 14 日 (第 4 回第六部会)	・ 審議
令和 8 年 6 月 11 日 (第 5 回第六部会)	・ 審議